

介護支援専門員の資格管理の徹底について

例年、再三にわたり注意喚起を行っているところですが、介護支援専門員として業務を行っているにもかかわらず、有効期間切れのため介護支援専門員資格を失効してしまうことに関する相談があります。「介護支援専門員は有効な介護支援専門員証を持つ者」と定められていることから、証の有効期間を過ぎた場合は、資格を保有していないこととなります。証の有効期間が切れ、資格を保有しない状態で業務に携わることは、介護支援専門員登録の消除処分となる可能性もあります。また、証を失効した者が行ったケアマネジメントに係る介護給付については、基準を満たさないものとして減算または全額返還の対象となります。

介護支援専門員の資格は、法令で5年間と有効期間が定められており、有効期間の更新には、国が定める研修の受講と、介護支援専門員証の更新手続きが必要です。

つきましては、貴法人等において事業実施に必要な人員として介護支援専門員を配置している場合は、事業実施者の責任として、職員の資格の有効期間の定期的な把握と管理を徹底されるようお願いいたします。

有効期間を満了している再研修受講者については、再研修修了後、証の交付手続きを行わないと、介護支援専門員の業務を行うことはできません。

また、証の有効期間を更新するための研修として、主任介護支援専門員**更新**研修でも証を更新できるようになりましたが、主任介護支援専門員研修では証の更新はできませんので御注意ください。

※証の有効期間満了のお知らせや研修開催案内の個人への通知は行っておりませんので、御自分に必要な研修情報等を研修実施機関のホームページ等でこまめに確認し、研修の受講や証の更新手続きを行ってください。

※R6.4.1～新カリキュラムで法定研修が実施されます。それに伴い、「適切なケアマネジメント手法」等が追記されますので、法定研修の受講までに各自、自己学習をしてください。

(参考)

「適切なケアマネジメント手法の手引き」 [r2fukyu_betsushiryo.pdf \(jri.co.jp\)](https://www.jri.co.jp/r2fukyu_betsushiryo.pdf)

「適切なケアマネジメント手法」に関する動画一覧（日本総研公式 YouTube）

<https://youtube.com/playlist?list=PLN9FPW9wR0UGcj1YPCX6Dmv9Z4NUQa32>



《指定研修実施機関》

介護支援専門員実務研修・更新研修（課程Ⅰ、課程Ⅱ）・再研修（未経験者）

⇒福井県社会福祉協議会

主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修

⇒福井県介護支援専門員協会

福井県健康福祉部長寿福祉課
地域包括ケアグループ
TEL：0776-20-0330

介護支援専門員研修受講フローチャート

以下のフローチャートをご参照いただき、ご自分に必要な研修を確認してください。

